意　　見　　書

下記の土地に係る農地法第　　条の許可申請について、本土地改良区の意見は、下記の通りです。

令和　　年　　月　　日

１　農地転用に伴い白河市土地改良区地区除外等処理規程第３条の規定により、次に掲げる事項について措置する必要があるが、この申し入れを遵守する協議が整えば本改良区としてはさしつかえない。

殿

白 河 市 土 地 改 良 区

理事長　関　谷　亮　一

記

事　　項	土地改良区の主張	転用者側の主張
1. 土地改良施設の利用を害さないための工事施工	隣接する農地について農耕その他に支障を及ぼす施工はしないこと	
2. 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧	本土地改良区施設き損の場合は本土地改良区の指示に従い転用関係者に於いて原形に復帰すること	
3. 汚濁物の水路への流入防止	汚濁物の水路への放流を禁じ農作物の生育に支障をきたす汚濁物を発生する場合にはこれに対し害を及ぼさない施設をつくること	
4. その土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置	本土地改良区事業に支障を生ずる場合は別途指示する	
5. 決済金に関する必要な措置	１　一般賦課金未納金の決済をすること ２　償還金及び年賦支払い金の決済をすること ３　事業費納入金の決済をすること	
6. 資格得喪に必要な措置	資格得喪に関する通知書（別紙）を提出すること。	

（土 地 明 細 書）

大　字	字	地　番	地　目	用　途	面　積	転用面積	転用目的	転用予定日